

# 関西労働者安全センター 1975.9.20 発行 大阪市北区菅柴町59日シビル2F 岩井会内 ☎06・358・2583 郵便振替口座 大阪 315742

## 主張

9月10日は秋南のシンズンである。春南、一時金南争と賃南争はよくやるが権利南争が不充分だというところで秋南が提起された。その秋南は権利南争の主要な課題として労災問題がとりあげられてきた。

### 秋南から賃南の導入

権利は、健康に働く権利である。この権利を確保するためには、常に安全に目を光らせ、健康に気を配り、少しでもおかしいと思ったり改善する南が必要である。つまり、日常点検と災害源を除去する南である。またこの様に日常目を光らせておかないと、賃南争は車の両輪である。両輪の片方がなければ、車は前に進まず、クルクル堂々巡りするだけだ。上の事をしつたりと考えて秋南にとりくむ必要がある。これまで補償南争はなやれてきたが、この秋南で安全点検をしつかりやっけて災害源除去の南にとり

従来、この秋南が補償南争に限定されてきた。さういがある。死七時というやうである。確かに、一方が一被災した時に、加害者である資本から補償をとることは絶対に確保しておかなければならない権利である。

いくら補償の権利をとっていても、被災労働者は見逃されてしまふ。また本人も「被災させられた」と思っていないから補償を要求しない。権利あつて、権利意識なしという状態である。こうした日常点検・災害源除去の南いと補償南争は車の両輪である。今号の特集では、両輪をそろえて前進しつめる職場の南いと紹介する。

# 17号の案内

自主経営・多官派経営・二種解雇と数々の成果生みだす

千断の完全斗争こそが災害発生を未然に防ぐものである。この不  
断の斗争を支える力こそ職場労働  
者の権利意識の強さと言わねば  
この特集は日常千断の取柄斗争を  
斗っている地域の仲間からの報告  
を中心にまとめた。そして何故

日常斗争が始ったか、(2)具体的には  
どんな活動をどんな組織方針で行っ  
ているのか(3)斗いはどのような成果  
を呼び起したのか(4)という三点に問題  
をしばった。仲間の中で広汎な人々  
が斗争完全斗争の資料のために活用  
される目的で編集しました。  
(編集部)

## その1 是正勧告から労災斗争へ

新産別・柳本NJA労組

柳本・NJA労組は  
柳本製作所とNJAへ  
で働く労働者の連合  
組合である。柳本製作  
所とNJA共に原子吸  
光分析器などの分析機  
器の製造メーカーであ  
り、高度経済成長と公  
害ブームに乗って急成

長した。狭い敷地に所  
狭しと建て屋が並び、  
多数の労働者がギョウ  
詰めにされておられ、あ  
ふれた者はテナントの下  
で働かされているほど  
だ。  
会社の急成長の中に  
あって、組合が秋南に  
とり組み出したのは46

年の事であった。その  
年の春岡で確認した労  
災補償「死七知るしを  
死七なら14級まで協定  
化した。休業補償の上  
積みもった。この時  
点で労災被災が発生し  
ていたわけではなく、新  
産別京釜地連の指導も  
あって「まあとにかく  
とっておこう」という  
意識だったそうである。  
そして48年春には「

## 17号の案内

主編 (1ページ)

秋斗から秋南の斗  
いへ

特集 (257ページ)

秋斗のりこえ不  
断の完全斗争

ニュース (851ページ)

警備力輸入糾弾  
大阪労連は労組  
に訴えられ

特別報告 1 (456ページ)

今もと系中産業者  
の苦しみ

特別報告 2 (1758ページ)

原産野放し行政の  
犠牲は誰だ

被災労働者の声 (185  
19ページ)

肉いの中から(2033ページ)

ほん不全になつて  
あたりまえに

原稿 (2426ページ)

被災労働者と共に  
その2

死七600、49年春には「死七1000」と補償額を著実に引きあげてきた。労災申争は順調にいつている。これだけ金とつておけばええやろ」と思っていた。

## 補償協定打げ ではあな心なつた

ところが、今年の5月、こんな「うまくい」つていふ「という意識を吹き飛ばす」事件が立て続けに2つおこった。ひとつは、キーパンチャリの職場から「ケイ腕」が出ていふ「と提起され、とになく職場懇談会をともにみると、ワケのパンチヤリなら切々と苦しみを訴えら小驚ました。「これはえらいニッチャ。なんとおせにやれ」と思っていた矢先に今度は監督署なら是正勸

告が出された。会社を追及して公表させてみると、それが10数項目に及び、じん肺、有機溶剤中毒、鉛中毒、放射線障害などの対策を是正せよというものであった。うち危険なものは何でもあるしと思つてはいたがひとつひとつ指摘されて改めて驚天。

この時なら執行部はフンドシのしめ直しになつた。まづ執行委員が労災職業病の恐ろしさを知る必要がある、と京滋労職対の協力でと名との乙度になつた。

## その2 二組は五年で解体 全日一般合同 大幸鉛板分会

大幸鉛板の労働組合にとつて労災職業病と争つてはいたが、特別な枠組はほとんど存在し

て是正勸告書の検証と学習会を行った。そして次の執行委員会では、是正勸告を速々に実施せよ。

1. パンチャリの健診結果を報告せよ。  
2. タイプライター等で健診を受けていない者の健診を実施せよ。  
3. どの要求をまとめ、秋の要求をまとめていらいらなると即座に会社にぶつけ交渉を続けていふ。会社は「金のななる」とはせん」と居直つていふが、健診結果の報告などひとつひとつ要求を認めさせつつある。

ていふ。労災争はまさに組合運動そのものの中にきっちり組み込まれている。それ

また、9月12日には監督署におしかり「是正勸告を出したら責任がおつたわけではな

「これはまあ、労災を何とか外にもらすまい」といふ会社の意思にのつたつて、金さえとつておけばよいなどと考えていた。と、これまでの間いのは反省をしていふ。神本NJA労組は今、車の両輪をそろえつつある。

は組合のおいたちともゆかりがたからみ合つていふのだから。

## 労災撲滅に立て

昭和44年12月1日  
片腕切断という災害に

突然見舞われた。そして2ヶ月後には更に2人の労働者が相次いで手指切断の負傷を負った。職場の中にはこのままではいつ自分達の体がやられるかわからないという不安がよぎったのは当然であり、事故発生の日には工弁を中絶して、命を守れとスローガンに本工パートを向わず殆んど全ての従業員一六〇名の加入のもと労働組合が結成されたのである。

時は5名にまで追いつめられるのである。絶対少数派でありながらも組合は一步もひけをとらず着実な闘いを進めていく。最初に取組んだのは災害の原因たる12時間交代という殺人的勤務体制を打破する闘いであった。組合は残業を一切拒否し続けた。その結果2組にも同調者が現れ始め、残業は実質的に廃止されたのである。I組はこの闘争の勝利でいう一定の自信を得たという。

### 災害源は交代制だ

45年春、会社は今度は3交代制をしくという攻撃に出てきた。しかし、同年総評全国一般労組に加盟した労組は土曜日夜の出勤ボー

### 着実に前進する闘い

48年になつて印争体制を整えた組合は、安全センターと共に職場の危険点検に入り、じん肺・騒音・有機溶剤とその不安全性を告発し、徐々にその改善を更に取りつけており、現在は、バブ作業等に

### 二組も会社も

その3 安全パトロール。安全対策部会など  
**日常活動で着実に前進**  
 安全パトロール地交員とバルス支部

イニシアチブを  
**組合で握り**

75年度の活動基本方針は「安全問題の処理体制を一步前進させる方向で取り組む」こととした。当支部では安全衛生問題といえども、労使の力関係の問題と考えており、従って会社に負けない力をどのようにして組織し、問題の解決にあたって組合側のイニシアチブを握るなという事になりました。

とりわけ、49年1月元組合委員長を5年もちつた人向を会社安全課に増員配置するといふ中で、組合側のイニシアチブを握るといふことは緊急を要する課題で

安全衛生委で **組合要求を貫徹する**

事務局へ安全対策部長、常任で構成）な何れの問題あれば随時安全課と交渉する慣行を守ると同時に、今年はその問題によって該当職場の安全対策部員も入って交渉するようにしてきた。このことを通じて会社の考え方に對する見方についても事務局と部員あるいは該当

組合要求を貫徹する

第二課だと陰口をたたかれるまでになったというところは、安全問題の処理体制がなかり前進したのではないかと評価している。今後モ組合側のイニシアチブを守つていくために、組合員ひとりひとりが安全衛生問題に關する理解を深め、かつ生命と健康を守ることを権利として自覚するように努めていく。

職場とのギャップをなくすのにきわめて有効であった。

安全衛生委員会では、昨年度の途中から始めた組合側指導事項を課題の一番目に持つてくることによつて組合指導事項に對する会社側の対応に對して、時間を気にせずに組合側の主張を強力に行ない、

取場に目光らす  
**安全パトロール**

納得のいく対応策を出させることができた。このため安全衛生委員会が予定の2時間（午前中）をこえて午後にもまで延長せざるを得ないことだる回生じた。

かくして、安全衛生委員会では、会社に問題の解決策を出させ、それを必ず実行させることによつて、事実上決定機関の役割を果たしてきた。

以上のような活動の結果、この一年間で多くの設備改善などを会社に行かせた。

①安全パトロールの毎週一回実施をほぼ完全消化する中で、職場の各種問題をひろいあげてきた。この問題を安全対策部で検討し、職

場で再検討したり、安全衛生委員会への指摘事項として取り上げた。

②安全対策部会（20名）の定時後、月2回の開催もほぼ完全消化（計22回）する中で、問題点の検討、意見を流し、学習などを行ない、第一義的に親睦を深めギヤツスをなくすことに成功した。

③職場の問題に対して、安全対策部員が中心になつて職制に申し入れたりして、職場を解決する方向で取り組み、本年度中で23件の改善を行なうことになった。このことは安全問題に対する職場の自主的取り組みの成果へ主眼を絞ると評価している。

④労災被害者の事故後の経過を個人的にきめ細かく追跡し、被害者が治療・療養に専念でき

きるよう、心配事を取り除くために最大限努力して来た。いかに小さいケチな、あるいは部分的なといえども完治するまで休業するよう、そして休業できるように会社との交渉を精力的に行なつた。

その結果、10年前の労災による再発（歯に存タか出てきた）など、労災再発の発掘ができた。この治療も会社の責任で処理させた。

⑤安全対策部の活動領域を従来になく広げた。例えば発電所の現地安全パトロールの実施、安全ニコースの発刊、支部外活動としての尼崎労働者安全衛生対策会議との積極的交流等、

**安全衛生で反省**  
**安全を争強化する**

全般的に及なり前進したという評価はでき

るにしても、現実には、事故は相変わらず頻発しており、休業8日以上、の重大災害も少なくないという事実は、安全衛生活動がまだまだ不十分であることを証明している。したがって、今後今までの活

動を質的にも拡大していかねばならない。さらに、今までの活動の重点は、安全問題に限定されていたので、今後は衛生問題についても取り組んでいく必要がある。

■その4■分会と支部で安全スクラム……

**自主健診認定で数々の成果**

全港灣沿岸南支部

一九七〇年、全港灣沿岸南支部は、港灣労働者に多発している労災職業病問題を解決するため、支部安全衛生委員会を結成した。この内、支部内部で労災職業病に苦しんだ林さんを中心にし、同様な悩みを労働運動の中で解決しようとした人々が集って作られたものだった。

はじめ、企業として安全パトロールをしてきたが、現場から、大名行列はあんなにと言われ、その後、企業主を排除し独自の安全パトロールをやっている。

この間、労災時の貸金、一時金の一〇〇%を保障させたり、仲間数名の生命を奪ったケルクレインの摘発を行

又、住居闘争では住居の独占のタレ流しを行い、労働金の為の分析を行い、労働問題ならも追及し

さらに、支部労働者間の痛診を行い、労働者の調査、労災認定の調査に知り組んだ。現にまで、昭和分会での労働中労災との闘い、高田分会での腎不全、職業病との闘い、上野じん肺闘争、米穀運送分会の肺病・胃腸病との闘いなどを行って

### 一人の労災闘いにも組織で対応

沿岸南支部は各分会に分会安全委員会を設置しており、分会での労災職業病の解決に取り組んでいる。さらに、支部では互

部安全委員会を設置し、支部専門機関として活動している。支部安全委員会は年一回定期大会を開き、一月一回定期会を開いている。

また緊急の場合には安全委員会四役会議を開き、方向を決定している。また安全闘争は支部全体の労働運動であるため、支部の副支部長登川氏が安全委員会の事務局長を務め、さらに執行部から登川氏が安全委員会専従で活動している。

### 全労連若手仲者の優先権を遂げる

だが、同支部では安全闘争が拡がれば私闘するほど、分会なら色

々な問題が出されておりに、その問題を組織的に解決する方向を模索している。すなわち、今までは支部安全委員と分会長、分会安全委員との活動が安全闘争であったが、分会員一人一人が、また多くの分会の闘争として安全闘争に立ち上ってこ

うとした時、安全委員会はさらに組織的に活動しなければならぬ。こうした闘いの中、組織強化の訓練を受け続けつつ、支部安全委員会は一歩一歩、いかに千歩の道程であろうとも、決して歩み止まることなく進みつつある。

その闘いの中なら、一方においてはその分会で自主健診（結果は組合に、費用は企業負担）をする実力を

け、又一方において、全労連関西地区として労働対結成を働きかけ、上野じん肺闘争を全国にアピールする中で、全労連の全国大会で、全労連の全国大会で、全労連の確認を取りつづけるだけの影響力をもちつつある。



### パンフ紹介

原動力労働者の犯罪性を被労働者の目から鋭く告発する

### 苦しみを不眠を乗り越えて

(発行者) 2008 (編集) 放射線被爆者同盟

関西労働安全センターで取り扱っています

# 三都

## 使用責任を回避

・阪神トラック労働追及\*

京都市清掃局  
下請けの阪神  
トラックと清北運輸の  
労働者が去る9月9日  
面談騒動事務所におし  
かけた。そして阪神と  
清北が一手配師であ  
ることを認定するよう  
要求した。

本紙16号で報告した  
ように、阪神と清北の  
労働者は上監督署と争  
の結果、職痛認定をとり、  
四者会議に京都市  
を引きずり出し、一日  
の作業量を半減させる  
など種々の改善をかり  
とつてきた。

ところが肝心の「理  
解責任」の同意で京都  
市女、二水を認めると  
使用責任を向かわる  
こととなるのを恐れ  
て尻置き続けている。

そこで上述のように  
「手配師」の認定をこ  
つてグーの音も出せな  
りようしようという  
ネライである。

ところが騒動所長は  
「二水を認定したら、  
老朽、建設、造船など  
下請け全部ひつかかっ  
て日本の産業が成り立  
たなくなる」などと許  
せぬ口を叩き出した。  
日本の産業を成り立た  
せるためなら、つまり  
資本がもうけるためな  
ら、下請労働者は悪業  
件の下で命を奪われ  
てもしやあなうと言  
うのだ。

この暴言に「バカ野  
郎、俺をヒヒとつては  
命の問題だ」と厳しく  
責任追及して、今月中  
に結論を出すことを約  
束させた。

この資本ベッタリの  
取巻の姿勢は弾丸糾弾  
していかねばならぬ。  
(河)

## 京都 PCB は工場に山積

京都市衛生局は京都  
の伝統産業である西陣  
織を中心とする繊維、  
染色、糊付け企業におけ  
る「PCB」の汚染水  
を調査し中で、労働  
者の血中PCB濃度  
の測定などを本年3月

完了し、このほど二水  
を調査結果の資料を入  
手した。

作業環境に於ける「  
PCB」濃度は床面で  
80~100ppmという高濃度  
を示し、作業場のホコ  
リ内には40~100ppmとい

恐るべき高濃度であ  
った。この値は労働者  
を示している作業環境中  
の許容濃度0.05ppmに  
くらべて倍に相当する。

労働者の血中PCB  
濃度は10ppm以上49ppm  
までの人が全体の50%  
を占めており、50%以  
上の人が取れも占めて  
いたという。

カネミ油症でのPCB  
汚染による患者の血  
中PCB濃度は10ppmで  
あったことを比べると  
西陣労働者はPCBに  
よる汚染にトツプアリ  
浸されていることにな  
る。またこのことは一  
般に繊維産業における  
油の中に混入されたPCB  
が殆んど回収  
されずに残っていること  
を物語るもので、わが国産  
業界の「PCB対策」  
は一向になされていな  
いことをはつきり示し  
ている。

(河)



全港灣

膿胸は労災だ

大正港運分会、品物運搬を道

南支那と全港灣合同支... 港中は西岸基礎と交... 港を行つた。右岸南支... 港は「大正港運分会」... 港は「大正港運分会」... 港は「大正港運分会」...

北極

合理化と闘うぞ!

高橋市バス労組交系会

現この交系会は... 高橋市バス労組交系会... 高橋市バス労組交系会... 高橋市バス労組交系会...

破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる...

と共の今後に計画せよ... 高橋市バス労組交系会... 高橋市バス労組交系会... 高橋市バス労組交系会...

破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる...

破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる... 破産攻撃に大からされる...







て、何、体内、で、る、な、本、す、行、が、る、慮、西、に、れ、す、日、の、れ、に、岸、甲、岸、一、

が、り、の、を、糾、察、さ、る、の、た、を、

が、り、の、を、糾、察、さ、る、の、た、を、

が、り、の、を、糾、察、さ、る、の、た、を、

合考考... 取業病... 現業病...

全港西地本... 山本敬一

アミズ... 考で... 元京... 本工... 仲行... 仲行... 仲行...

取業病... 現業病... 取業病... 現業病...

仲行... 仲行... 仲行... 仲行... 仲行...

確認... 近... 確認... 近...

山本敬一

①... ②... 仲行... 仲行... 仲行...

公式認定を行う確認を  
とりつけた。勿論でありま  
す。しかるに、今尚そ  
れが実行されていない  
ので、当組合は沿岸支部  
と同志全社生委員会は  
9月3日その怠慢を追  
及し、説明を求めると  
め、集団抗行行動をと  
りました。局長は不在  
原之長は口をこぼして

説明に怠りないが、た  
く、態度をとり続けま  
した。このような抗行  
下にあつて、当局は不  
にも懲罰権力を導入し  
、石組組合員の行動を一  
方的に力をもつて排除  
しました。又置九月四  
日更にこの事に対する  
抗行と前記上組のいん  
所問題について、極め

て、般定された小人敵の  
交渉に好しても話の  
合いを拒否し、警察権  
力を臨場に行かせしめ  
る等、組合の糾弾、交  
渉、話し合いの民主的  
権力を終始否定し、つづ  
ける態度をとつた事は  
誠に遺憾なことであり  
ます。  
大阪府仲草率局がと

ったか、弾圧的態  
は、およそ併発産業  
に對する我々組合の  
力とは隔りもはなは  
しいものと、言われ  
りません。再びか  
要のないよう申入れ  
と共に、当オに、警  
察権力導入について、  
殺害を文書によつてよ  
せられる様、要請しま

**特別報告**

**宮崎の今も銃撃山、農家の苦しみが**  
**「松尾焼鋤山を訪ねて」**

大正四年九州宮崎県  
児湯郡本城町焼所等、  
に重砲酸へ猛毒致死量  
加(180mg)を高濃度  
含む鋤酸が発見され、  
いわゆる「松尾鋤山」  
として大正七年から事  
業を開始した。

し、以後大々的な掘出  
しが始つた。昭和十  
年には鋤山から排出す  
る高濃度の排煙が周辺  
の農村に様々な被害を  
及ぼしてあり、このた  
めの抗議を受け、一時  
休山せざるをえなくな  
つた。

被害状況は、最近にな  
つて松尾鋤山のふもと  
にある本城町焼所部落  
の農家から発見された  
文書によると、お、よ  
そ次のような状況であ  
つた。  
「煙毒による損害補償  
請求陳情書」  
申請者 田爪乙蔵

昭和十三年五月20日  
となつてゐる。なお当  
時重砲酸ガスを浴びた  
柿を食べたる後、りか急  
死したり、このガスを  
浴びた樹木が一せいに  
枯れてしまつた。とか  
気味の悪いエピソード  
がいくつか存在してい  
るのである。

家畜 牛二頭死七  
蜜蜂十巢、その他野  
菜穀物等総計約六百  
四程の損害見損  
右補償セラレタイ  
他十名

# 昼夜連続の

# アヒ酸焼き

とに角、戦前のこの  
 ような農村への加害者  
 としての日本鉱業は、  
 村に対し月五十円の具  
 舞金を出してお茶をに  
 ごとしてきたのだが、前  
 述の通り昭和十六年一  
 月休山したものの、昭  
 和二十一年再開した。  
 として、従来木炭で鉱  
 石を焼き、亜硫酸の結  
 晶粉末を採取する生産

# 患者切捨て

# 県議会で問題

昭和四十七年一月、  
 宮崎県内の土呂久にあ  
 ける亜硫酸中毒患者の  
 問題が土地の小學校の  
 首藤先生により発見さ  
 れ、教研集会で発表し  
 たことが大きく社会に

方式を、コークスを燃  
 料にした大量生産方式  
 に移った。当時の労働  
 者数は、宮崎労働基準  
 局の調査によると二〇  
 八名に及んでいるとい  
 うが、臨時工、日雇  
 労働者を含むと約五〇  
 〇名に及ぶだろうと地  
 元では言っている。昭  
 和三十二年にはほぼ届  
 りつくすだけ掘り尽く  
 した形で休山したので  
 ある。

報道されたことにより  
 融突され、松尾鉱山で  
 も早く同様な被害者が  
 疑出していることが宮  
 崎県議会でもとりあげら  
 れた。

同年三月には地元日  
 向市に住む被害者二十  
 一名が「被害者の会」  
 を結成し、損害賠償の  
 請求や、被災者の医療

補償などを要求して立  
 ち上った。

ところでこのような  
 被災者の実態を一人で  
 地道に研究調査してい  
 た丸太教授石面先生は  
 土呂久、松尾鉱山被災  
 者にある程度の信頼が  
 よせられつつあったが、  
 宮崎県がこの地区を公  
 官指定地域に決定した  
 段階で、石面教授を宮  
 崎県、松尾、土呂久公  
 官病調査委員長に祭り  
 あげた。それ以後、地  
 元住民の声をよほどド  
 シドシ「公官認定切捨  
 て作業」を推進する役  
 割にまわってしまつた。  
 ここで亜硫酸による健  
 康ハカイなどのように  
 進むか、それを被災者  
 自身による手記より引  
 出し、その主旨を紹介  
 しておく。

## 「中絶取業病」の 患者さんたち

# この苦痛を

# 知れ

昭和33年就職、何も  
 知らずに入った私は皆  
 のする通りオシロイを  
 ぬり付きました。煙が  
 ムクムクと出るカマが  
 いくつもあって、かわ  
 るがわる焼けていまし  
 た。―中絶―次第に従  
 業員も増員され、打工  
 は新式のもの2基が昼  
 夜交代で焼き続け、製  
 品(砒素)を毎朝取り  
 出しました。へ砒素が  
 カマの壁に結晶となつ  
 て固まっていたのを、  
 部屋の中にタオルでマ  
 スクをしこ入り、スコ  
 ップでかき集めました。  
 天井からものすごい勢  
 りで砒素は天に舞い上  
 り、まだ熱気でムムム  
 っと熱いので仕事を手  
 早くして外に出た時は  
 全身まっ白。―中絶―と

に角カマの周辺には虫ケラ一匹おらず、山の木は枯れ、草も生えていなくなつた。私達は腰や首はいつもかぶれてヒリヒリと痛み、傷でもあれば喰りこんでくさされた。気管は痛み、咳は出る。先般の公営病健診では、鼻中隔に穴があいているがもうなおつていると簡単に片付けられてしまひました。肺や内臓もいたんでいふと思ひます。一語に依りていた碯水さんは既にヒ素中毒で死にました。又増川さんも病気で長いこと入院中とのこと。私も病身の毎日を不安な思ひで過してあります。被験者を励まして下さる黒木金部会長をはじめ、皆様の御支援に心から感謝しております。(宮崎県日向市塩見平川誠四郎氏による)

## 災害源日本

### 鉱業・臭は

### 責任を取れ

男も女も亜硫酸による夜不眠症を防ぐため

に顔にオシロイをぬり

タオルをマスク代りに

使つたり様々な対策も

それなりにしたようであるが、当時労働者は

「イボガエル」と呼ば

れるほど顔や手足に粒

状の発疹ができたり、

現在、公害病と認定さ

れた金多勝義さんの一

家は、家族まるごと中

毒症に悩まされている。

とくに勝義さんは先

明し、足腫も立えず、

毎日の生活を暮のシズ

さんの介護で生きのび

ているのだが、このシ

ズさんもまた臭は肝臓

病や腎臓病へ砒素中毒

によるもの)で苦しん

でいる。

宮崎県知事は公害病

患者の認定をサボり、

日本鉱業株式会社とむ

しろ一体になつて、専

件のもみ消しや、わず

かばかりへ最高二五〇

万円、最低八〇万円)

の見舞金で済まそうと

躍起になつてゐる。

被災者は過疎地に分

散し、まさに齒をくい

しばつて過去の労働に

よる砒素中毒の苦痛に

耐えてゐる。現在、金

多さん夫婦は「そんな

ハシタ金で、この苦し

みの補償とはよくも取

知らずな」と怒りに燃え、法廷で争う準備を迫めてゐる。

なお松尾鉱山は今も

なお肉山当時のカマは

そのまゝ放置されてお

り、亜硫酸は雨水と共に

下を流れる小丸川の

河水に混入してゐる。

京都府下日吉町美山

町にみられる飛鉱山で

はマンガン中毒が漸く

社会問題化しつつある

時、九州では松尾、土

呂久で同様ヒ素中毒で

苦しむ被災者が運動に

立ち上つてゐる。

(宮入昭午)

### 紙一木

土呂久・松尾等鉱山の被害者を守る会が発行。毎年、向山し、取業病と公害を働き去りにした日本鉱業の責任を追及しつづける労働者・住民の活動記録。

### 先給

土呂久・松尾等鉱山の被害者を守る会  
 宮崎県一宮崎市平和ヶ丘北町6の3 田中初穂  
 電話0985・202211



# 原発野放し行政の弊害は「免だ

放射能被害者救済行政の責任を逃れず

8月20日から

22日までの3日間、原  
 発放射能被害者岩佐さ  
 んを先頭に京大・神大  
 伊方共済、阪大の岩佐  
 訴訟支援の会と関西特  
 許

## 原発に安全行政なし

20日、敦賀労基署で  
 署長は初めがたくはな  
 態度で対応していたが  
 敦賀には5つの原発が  
 あり、放射能被害の向  
 題の重大性が確認され  
 るにつれて、次第に話  
 合いに応じて、徐々に話  
 ってきた。

署長の話によると、  
 原発と基も抱えた署内  
 に、監督官は署長を含  
 める名しなならず、し  
 かもその中で放射能に  
 ついての知識と取扱い

働者安全センター、労  
 働研の人々十数名が福  
 井県敦賀市の労基署、  
 福井市の労基局へ「直  
 ちに労災認定せよ」と  
 要請の交渉を行った。

この問いには社会党  
 敦賀総支部と原水禁の  
 協力もあり、市会議員  
 の方々6名が交渉の場  
 に参加した。

## 労基局に

### 攻めのほる

21日は福井労基局で  
 交渉が開始される。  
 労災課長は労働省へ  
 行き不在、局長も行先  
 不明で不在であった。  
 そこで交渉には労働省  
 全衛生課長や庶務課長、  
 労災課長補佐が出席し  
 た。はじめ、局の責任

## 荒木局長は

### 原発資本のライライ

22日は昨日不在であ  
 った局長と話合うため  
 再び局へ行く。だが、  
 局のドアには「3人只  
 上の譲情は不許致し  
 ます」とハリ紙が貼られ、

者らは「上司の命令に  
 反すると首になる」な  
 どとフアリズムさなな  
 らの発言をしていったが  
 我々の追及の結果、だ  
 いに事の重大さに気づ  
 く様になつた。衛生課  
 長も、「5基の原発の  
 労働者の健診をした結  
 果、異常者の発生は知  
 っていたが、それに対  
 して行政指導は何もし  
 ていない」等の行政怠  
 慢について居直つてい  
 たが、最後には「反省  
 の色を濃くして」「原  
 発で被災労働者を出さな  
 い様に努力する」とい  
 う事を約束した。

局の職員を動員してヒケが張り付けていた。参加者がヒケを破ろうとすれば「警察を呼べ」とわめきたてたのだ。多くの労働者を原発の放射能被曝に今日までさらし続けてきた、フアシムさなからの労働行政の本質を露骨に出しての攻撃だった。3時間程の職員と押問答が続けたが、局は今度3人の会議すら認めようとしなかった。社会党福井県本部、福井市糸支那の援

助があり、ようやく局長は代表者3名と会談を約束する。若佐さん・田代医師・社会党県本部の堀川委員長・近代議士秘書福田氏と関西労働者安全センター3名が参加した。会議はあらかじめ1時間と時間が決められていたが、我々はその時間でも精一はい局長と話合った。局長は田代先生の医学診断にはじめりぢやもんをつけていたが、軽く反論をい答分に寫

した。が、次は「あの環境では被曝は考えられない」と言い出した。医学的には放射能被曝を認めながらも、環境が被曝する状態ではなかつたと発言する背景には、何が何でも認定はしないという労働省の圧力が考えられた。この3日間の南いの中から、日本のエネルギー政策である原発増設計画と原発運転が、多くの悲惨な労働者を作り出してきているという事と共に、これへの種

カ行政指導は「いかに多くの被曝労働者を作っても、それは論外」という事であった。事の要点が明らかになった。今年3月に労争申請した若佐さんは、これからは日本資本主義の政策によって不当に認定を差はさし続けられた、不当な判定をくろうかもしないが、放射能被曝労働者を一人もださない南いに連日奮闘している。

# 腹の底から訴える被災労働者の声

## ケイ院を中団ハリで克服

全金京滋加鉄工  
山田 福井市部

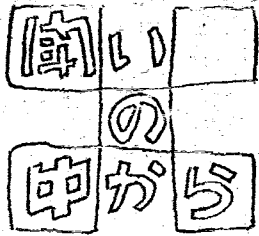
私は長年が従業病小辞業活動をしてきた。今年5月未だ初めて私自身も従業病を患ってしまいました。

患部は右半膝関節で、これに日がついて、このところ、ひどく痛む。右の方を痛み出して、右ひじより下が一日中痛

んでいました。私は自分も従業病患者になつてはじめて、今迄自分達げ言っていた以上、に身心両面の苦

し、おかげで大きいのを知りました。患部の痛みは口で表現できないほど、しかもいえない痛みです。夜も眠られぬ不安で、しばしばあります。私の場合、石く指し、指と親指の向が痛み出





# 一日中塩まみれ じん不食になって あたりまえだ

## 全港灣沿岸南支部塩回送分合

### 企業労基のつべを打破る

昨年十一月前さんが腎不全で入院してから  
私病という事で会社は、賃金、一時金は払  
わなかった。昨年七月に結成された組合と  
して、この問題の解決に苦しんだが、華川  
副支部長(沿岸南支部)から、塩をあつかっ  
ているなら、腎臓に悪いはずだ」と助言さ  
れ、取場環境を支部安全委員会と、安全セ  
ンターが共同して調査した。(詳細な取場環  
境、労働条件については資料参照)

その自分会での学習会や支部の安全パト  
ロールがなされ、分会の斗争方針が確認さ  
れ、支部安全委員会が討議されたがその内  
容は、「南さんの胃臓病を業務上と認定させ  
企業責任をとらすこと、この取場から才二  
才三の南さんを発生させないこと」という  
二つの英であった。

支部と分会は企業と団交を重ね、本年三  
月に労災申請の手続きをさせた。企業は  
塩は食物だ、それで体を悪くするはずがな  
い。労基局に決定権があるのなら、勝手に  
するがいい。と押さなわっていた。企業側  
の安全衛生管理のデタラメさや、今迄の労  
災への不当な処理の事実を追求し、企業側  
の責任を確認させた。

本年三月、労組は大阪西労基署へ、企業  
主を呼び出させ、この件に處する交渉を行

なった。この場では署側の今迄  
の企業に対する行政指導のデタ  
ラメさを糾弾し、さらに企業側  
の安全管理上のズサンさを追求  
双方は労働者の厳しい追求に  
今迄の安全衛生についての責任  
を確認させた。

西労基署は、認定まで一カ月  
を要すると語っていたが、本年  
四月をすぎても、なされなかつ  
た。分会は「支部に斗いをまか  
せていてはダメだ。分会独自で  
やるべきだ」と方針を固め支部  
も分会の斗いを支援することを確  
認した。その後三日に一夜、分  
会は独自に労基署斗争を約一カ  
月以上も続け、認定をかちとつ  
た。その後、才二の南さんを出  
すまいと、自主健診にとり組ん  
でいる。現在まで分会は、健診  
のための学習会を席いたり、支  
部安全衛生委員会と、労取研の  
作ったアンケート調査にとり組  
んでいる。又分会は一週間に  
くく回は、南さんの家族を励ま  
しに訪れ、家族をふくめた全  
港灣労働者にふさめい中と原  
味のある斗いを進めている。

# 日本塩運

## 南和彦氏

### 自己履歴書

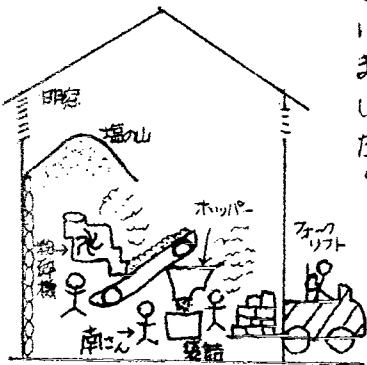
#### 作業内容について

昭和43年9月に私は日本塩運送株式会社に入社しました。入社時から昭和44年3月まで約6カ月間、主に船内作業に従事してまいりました。船内作業のなれば倉庫作業をしてまいりました。船内作業内容は船内にある袋詰の塩をパレットに積み作業と、バラ積の塩をクレーンで運搬する際に、ガンブル(船内)に残る塩をバケツがつかみやすい様にスコップでかき集める作業をしてまいりました。バラ積の塩は3カ月に平均して1回ぐらい一五〇トンぐらいの量で、4日間ぐらいしかかって倉庫入水をしてまいりました。その作業以外はほとんど袋詰め作業で、袋が破れて塩の船内作業では、袋が破れて塩が散在してあり、塩を多量に身

体にあびることが多く、吸い込ふことは日常のことでした。また、バラ積の塩の倉入水作業時には、バケツからこぼれ落ちる塩を全身にかぶり、顔から足の先までまったくの塩まみれになりました。また昭和44年3月から昭和44年6月まで、私は船内作業よりも倉庫内での粉碎塩の袋詰作業とフォークリフトの運転作業を主に従事してまいりました。粉碎塩の袋詰作業とは、倉庫内に山積みになった岩塩を粉碎機で細く粉碎し、それを一定重量の袋に入れるものです。この作業中には、砕粉機とホッパーから多量の塩の粉塵が発生してまいりました。(この作業内容は図IIに示します。) また、高いところで10メートルぐらい、たて50メートルぐらい、横が20メートルぐらいの狭い倉庫で、その中を粉砕機を回転し、袋詰めにした

粉碎塩をパレットに積み、それをフォークリフトで運搬するために、さらに非ガスが充満してまいりました。しかもこの倉庫には明り窓が付いていないのみで換気装置はつけていませんでした。口の中は倉庫に入つてものる分もたいたなりうちに塩っぽくなりました。そして1時間もすると服が塩の粉で白くなりました。そればかりでなく、便所へ小便をしに行く回数が増えました。また、胸やけをうったえる人がほとんどでした。自分の悪くなる日も多くありました。この作業は昭和49年6月に廃止されました。その後私は入院する1月までフォークリフトの運転作業につけてまいりました。

【図II】



# 病気の進行の経過について

私は上記した作業を約3年間続けた。昭和46年1月頃から体の調子が悪く感じよく疲れまじら。そこで昭和46年2月に平山病院に行き、横診をうけました。その時医師に「腎臓病」と言われまじら。その後、平山病院に6ヶ月通院しまじら。病気が何ひとつとして良くなりまじら。私はその後体をなおすために三州病院にかわり、治療を続けまじら。

私はこの作業に従事するまでは腎臓病になつた事はなかつたのです。また入院する昭和49年11月まで作業をやめて23日休業すると体の調子がよくなりまじら。しかし作業を再び始めると体の調子は悪くなりまじら。そこで体の調子が悪化した時には23日間休みまじら。

私は体を治すためにもっと長く休もうと思つていまじら。が、人手不足のために休みは23日

面に限られていまじら。休みと監督が「来んでもよい」とか「忙しいから出て来てくれ」とか言つてどうしてもそれ以上は休めなかつたのです。というのはい週間も休みと退職された人が

## 医師による腎臓病の原因について

自己覚悟書に記述されていよう。南氏は塩を多量に吸入する岩塩粉砕作業に3年間従事した。昭和46年1月頃から全身がびる、すぐに疲れるとの自覚症状を訴え、平山病院を診診したところ、尿蛋白がヤウ出ているとのこと、その後通院治療を続けていたとのことである。

平山病院通院時に腎臓病が大きいとのこと、扁桃腺摘除術を受けたとのことであるが、溶血性連鎖球菌の感染の一つの証拠となるASLD値については我々の調査では不明であった。

上記の発症経過から考えると

過去に時々あつたからです。このうした不完全な治療と休養が重なり、昭和49年11月20日に手足が腫み出まじら。22日に病院へ行まじら。入院を言ひ渡さる今日に至つておりまじら。

## （医師）松浦良和

オ一に考えられるのは上気道感染（扁桃腺炎）に伴う連鎖球菌感染による急性腎炎が明らかでない時期を経ずに慢性腎炎に進行したことである。

この上気道感染そのものが塩の吸入のためにはないとしても長年にわたる塩の多量吸入が腎に長期にわたつて負荷を与えていたことや、休みのとれない重労働による度々の蓄積が体の抵抗力の低下をひきおこし、いには急性腎炎にかかりやすい状態を作りあげていたことが考えられる。オ一にはつきりと言いつたことは、オ一に急性腎炎が慢性腎炎に進行したことの主要な原因として塩の多量吸入が考えられるということがある。即ち急性腎炎の治療の原則は塩分制

限と安静であり、特に塩分制限は急性腎炎初期には極めて嚴重に行われねばならぬとされてゐる。急性腎炎後1-2週間は無塩食とし、2週間から4週間は3g/日とし、1ヶ月以上たつてはじめて6g/日とする程に嚴重に行われる必要がある。

南氏の場合、明らかな急性期は認められてはいないが、発症前と尿道感染を同度かくり返したことがあるとのことであり、この時期に塩場で多量の塩を吸入したことが慢性腎炎への進行をひきおこした主要な原因ではないかと考えらる。

又には、この発症時に充分な休みをとり入院加療ができたか、たため、安静を守れなかつたことも慢性化した主要な原因の一つであろう。南氏が充分な休みをとれなかつたのは、決して本人の不養生に原因があるのでなく、自己意見書に述べられてゐるように、3日も休めばすぐに監督からいやみを言われ、1週間も休めばやめさせられるという過酷な労務管理が行われ

ていたため、家族の生活を一身に担つていた南氏はどんなに疲れても休めざるを得なかつたためである。

同様のことが慢性腎炎が進行して3年という短期間に腎不全にまで進行した原因と考えられる。即ち、慢性腎炎の時期には塩の一時約な負荷に対する腎の調節能力は低下しており、そのため6-8g/日の塩を一日に均等に分割して摂取することが必要とされてゐる。腎の調節能力をこえた塩の負荷が加ゆると過剰な体液貯留がおこり、腎循環障害、高血圧により、腎の損傷がひき起さる。慢性腎炎が更に進行してくれば、塩分制限は更に嚴重に行われる心配がある。一般に慢性腎炎が腎不全に陥るまでの期間は何も4年、平均して3年といわれおり、それと比べると南氏の場合発症時期は不明としても推見されてから3年余で腎不全にまで進行してしまつたことはかなり急激な悪化であると考えらる。この急激な悪化の主要な原因として多

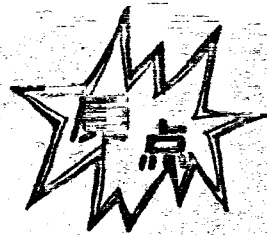
量の塩分の吸入と、安静を守ることのできなかつたことが考えられるのである。

### 結論として

以上述べてきたように、南氏は多量の塩を吸入する職場で働いてゐる間に腎炎にかかり、3年余の間に腎不全に進行したのであるが、この中で医学的に因果関係が極めて明らかなことは

- (1) 急性腎炎の慢性化
- (2) 慢性腎炎の悪化、急激な腎不全への進行

の主要な原因として、塩分の過剰な摂取と安静を守れなかつたことが考えらる。これらは既に述べたように、腎炎にかかつてゐるのを承知していなから多量の塩粉塵を吸入する職場で、会社の強硬な労務管理の下で、休みをとることのできずに働き続けなければならなかつたことに至る原因があり、南氏の腎不全は当然業務上疾病として取り扱われるべきものと考へる。



# 被災労働者と共に

東京じん国共産党宣言昭和十一年(その二)

## はじめに

私の知る限り、わが国での被災労働者(業務上傷病のため、現在年金受給者を指す)の生活奥態調査は、昭和初年度以来隔年ぐらゐに、労働省婦人少年局が全国調査を行い、その結果を公表している。その内容によると、昭和初年現在毎月3万円まで生活をやりにくりにしている者が全体の62%強であった。年金額が低いので妻が内職又は臨時雇いなどで働き、何とか家計のやりくりを、と思つても、被災者の介護や妻の健康上の理由で就業できず、実際に収入を得る人は全体の14%程度であった。しかも、重症な被災労働者の場合、妻は次のように訴えている。「夫は耳が全く聞こえず、他人

が話をしているのを見ては、自分の悪口をいわれようように思い、妻以外の人は話をしようともせず、来客が来れば逃げ出してしまふ。」

「夫は被災したことによって自分の一生がメチャメチャになった、という意識が強くなり、ヤケを起こして乱暴を働き、次の生きる手段を考えようとしなない。」

以上が戦後高らかに歌いあげられた、民主主義と人間の平等を軸とする「新憲法」下における労働者の一面であることを、忘れてはならない。

## 戦前翌々流るまでしほり

### 取られた労働者

岩波文庫「女工哀史」細井和喜蔵著(大正14年刊)の巻末に

「女工小唄」が反響されて、そこから更に若干を引用させてもらおう。

「会社づとめはカンゴクづとめ金のくさりななりばかり」

「紡績職工が人間なれば電信柱に花が咲く」

「友人に非人間的な労働生活を強いられていたかは、この書のパージを読み進む程に痛切に訴えるものがある。」

まず、労働環境としての湿度以上の状況であるが、年中50%以上、糸の切れぬように湿度は100%であるから、夏場の職場はまさに地獄である。騒音は常時80〜100フオン位で、就職後10日程すると耳鳴りがひどく、日常会話にも事欠いたという程。

具体的には、大正12年の女の肉東大震災の時の富士紡小山工場の一場面が、いかに女子労働者を非人間的に扱ったかを典型的に伝えている。すなわち、「お一人逃げ出した女工を、お前の体は金を出して買ってある



のだから自由な行動は許さないと、  
と、嚴重な監視がきで、赤々と  
燃えあがる工場の中きの空地へ  
拘禁しておき、ついに避難時を  
失して、延焼遺物のため四方々  
らハサミ焼きにしてしまつた事  
実がある。

又、工場内で伝染性疾患が漫  
延した大正10年の岐阜県内日本  
毛織物工場の事件は、  
「そばについでいて、怠らずに  
手当をすれば充分治るものを、  
夕方の看護まりで誰もがいなず  
朝まで放っておく故、病人はほ  
いずり回つて、しかも血みじろ  
になつて死んでいゝるのであつた。  
それを「死体室」に屠牛なな  
なのように孔をつけて放り込ん  
でおき、打電により親が来ると  
しぼらく内で待たせているうち  
の内へ電話をなけて引き合わせ  
の用意をする。死体室から引出  
し、あめて一向に安置して澄  
明をあげ、「泣き聲」を一人つけ  
て「さあ、お通り下さい」と出  
る。

まことにアウシュビッツのガ  
ンゴクを想わせる惨憺なものだ

ある。コレラの流行時などは、  
病人の看護も小自体が「危い」  
として警察と医者とに協力を依  
頼して、患者に毒薬を注射し、  
疑似コレラ患者を多くめて、ま  
さに皆殺しにしている例もある。

### 戦後 前と一体何が 変わったといふのか

戦後というところの「労災職業  
病」の斗いにわが国の労働者は  
著るしいたちおくれをみせ現在  
に至つていゝるが、それにはそれ  
相應の歴史的背景があると考へ  
なくてはならない。  
つまり、戦前の労働者かんと  
して扱われず物として取扱われ  
しりたげられてきた、というま  
ざれもない事実。  
戦後の新憲法下であつても、  
まだ人間としての自覚に迫つて  
いない。そこでは賃金がア×で  
労働はムチであつた。過酷な、  
非人間的な労働も、ア×を得る  
ために甘んじて耐えねばならぬ  
一過程として考へて来たのでは  
ないか。  
従つて、戦後はそれ程メチャ

クチやな虐待はとも角、戦前と  
五十歩百歩の過酷な労働が強制  
されて今日に至つていゝることは、  
老弱労働者、化学産業界労働者、  
コンビューター関係、原子力発  
電等に、極めて悪質な形で着  
在化しつつある事が、我々安全  
センターの活動により、次第に  
バク口されつつある。しかも、  
企業側は、戦前は警察の手と医  
者の手を借りて毒薬で労働者を  
殺したのに対し、戦後は、労働  
基準監督官と医者の手を借りて  
工場内にある毒物や有害危険物  
を使って労働者を殺害していゝ  
のである。本質的には全く変つ  
ていない。

### 労働者は社会死罪だ

「エンゲルズリー」  
一八四五年と言へば今から一  
三五年前、エンゲルスは「英国  
における労働者階級の状況」と  
題して次の一文を掲げている。  
「もしある個人が他のある個人  
に対して肉体的な傷害を加えた  
ならば、しかもその被害者に死  
を招くような傷害をくぬえたな  
らば、我々はこれを傷害致死と

よぶ。もし加害者が、あらゆるじ  
めその傷害が致命的になること  
を知っていたならば、我々はそ  
の行為を殺人とよぶ。すると、  
もし社会の一種力が何百人もの  
労働者を思いがけない不自然な  
死に、剣や弾丸による死と全く  
同じような強制的な死に必然的  
におちいらざるをえないような  
状態におくとすれば、(中略)又  
もし彼らを法律という腕力によ  
って、こうした境遇の必然的な  
結果である死が訪れるまでこう  
した境遇に強制的においておく  
とすれば、更に、もし社会の一  
種力が、これら何千人もの者が  
この様な諸条件の犠牲となって  
必ず倒れることを知っており、  
知りすぎているならば、それでも  
なおこれらの条件を存続させる  
とすれば、それこそまさに個  
人の行為と同じように、それは  
殺人である。ただこの殺人は、  
なくされた残忍な殺人であり、  
一見殺人とは思えないような殺  
人である。

種であつたため、労働者の側の  
怒りも組織しやす一面があつ  
た。ところが、戦後の殺人手段  
は微妙な装置におきかえられた。  
それは、従来の手回りのりし  
たことのない、全く新しい、し  
かも微量の化学物質であつたり  
放射線物質である。  
又、労働条件にしては一見荒  
々しくないキーパンや計算機  
を取りであつたり、電動器付の  
ノコギリだつたりする。

して、労働者個人の体質々又は  
不注意に帰せられる余地は多分に  
あるといえよう。  
何と言つても、労働者は企業  
毎、職場毎、職歴、職務毎とま  
ことにこまごまと細分化され、  
判断されて支配されてゐる。こ  
の現状があらゆる被災事故を更  
に更に混乱させ、自分でさえわ  
けがわからぬ組みにおかれ  
てゐる、という事をこの労働  
職業病を考ふる時にまず注意し  
ておかなねばならない。

## 編集後記

いよいよ本社の安全闘争のメー  
スです。今月号は取場のみな  
さんが取場を向う時に知つてこ  
てほしい取場の仲間への簡  
単な特集にして記載してしまし  
た。取場の社の安全闘争の参考  
のために活用してください。  
「関西労生取業集」は現在十三  
百冊発行して、現場労働者、学  
生、知識人の手に渡つています。  
私達編集者は、一つの活動家に

一さつ、一つの組合へ一さつの  
スローガンを掲げて活動してき  
ました。しかし、なるべく多く  
の労働者の方々に読んでもら  
うと考えるべきです。この取場の中  
で安全闘争を積極的に向う仲間  
の手に渡してくださればありが  
たしいのです。その点もよろし  
くおねがひします。私達もよく  
の仲間を学習を交流に活用でき  
る仲間をたしなむと思ひますの  
びよろしく、  
夏期一時金六千六百元集めました。  
五十三万六千六百元集めました。

◆9月20日発行の「号」◆「関西労生取業集」の「号」昭和50年9月20日発行